

尼崎市監査公表第2号

出資団体等監査及び指定管理者監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により公表します。

平成26年1月30日

尼崎市監査委員 須賀 邦 郎

同 堀 智 子

同 津 田 加寿男

同 前 迫 直 美

## 措置通知表【出資団体等監査】

1 監査対象団体名	公益財団法人尼崎健康医療財団
2 措置を講じた団体	公益財団法人尼崎健康医療財団
3 監査結果報告日	平成25年 3月25日
4 措置通知日	平成25年 11月26日
5 監査結果の内容 <u>未収金について</u>	<p>未収金について、管理・回収を適切に行っておらず、債務者不明のものや、会計処理を怠っているものがあつた。なお、平成21年度の包括外部監査においても、同様の指摘を受けている。</p> <p>&lt;指導の要点&gt; 未収金については、早急に管理方法を構築し、回収を行うこと。</p>
6 措置の内容	<p>未収金の管理・回収方法について、各事業担当者と協議を行い、各事業に適した管理・回収方法を決定し、運用を変更しました。今後も運用を進めていく中で、定期的に協議を行い、最適な管理方法を検討してまいります。</p> <p>また、検診事業においては、平成25年3月に請求書情報と銀行入金情報を突合させる「自動入金引当機能」を健診システムに追加し、未収金管理に係る入金確認作業を適正に行うべく、システムプログラムの運用を開始しました。</p> <p>平成24年度決算において、債務者不明の未収金等の損金処理や1年以上回収ができていない未収金等は「未収金貸倒引当金」科目に計上し、経常的な未収金とは区分して管理するよう処理しました。</p>

## 措置通知表【出資団体等監査】

1 監査対象団体名	公益財団法人尼崎健康医療財団
2 措置を講じた団体	公益財団法人尼崎健康医療財団
3 監査結果報告日	平成25年 3月25日
4 措置通知日	平成25年 11月26日
5 監査結果の内容 <u>つり銭用現金について</u>	<p>検診事業において、平成23年8月につり銭用現金を1万円紛失しているにもかかわらず、その後、何ら対策をとらず放置し、平成24年11月の監査時点においても現金が不足した状態であった。</p> <p>&lt;指導の要点&gt;</p> <p>問題発生に速やかに対応する体制を早急に構築すること。また、現金の管理については、緊張感を持って、適正に処理すること。</p>
6 措置の内容	<p>問題発生 of 早期発見対策については、既に毎日現金有高を確認する運用を平成24年12月より開始すると共に、「公益財団法人尼崎健康医療財団つり銭用現金取扱要綱」を平成25年9月1日に制定しました。事業を運営する上で必要十分な「つり銭用現金」の金額を設定すると共に、取扱方法を定めることで、再発防止及び適正な現金の管理を行ってまいります。</p> <p>なお、不足したつり銭用現金1万円については、平成25年2月26日付で会計上の処理を行いました。</p>

## 措置通知表【出資団体等監査】

1 監査対象団体名	公益財団法人尼崎健康医療財団
2 措置を講じた団体	公益財団法人尼崎健康医療財団
3 監査結果報告日	平成25年 3月25日
4 措置通知日	平成25年 11月26日
5 監査結果の内容 <u>消防訓練について</u>	<p>市民健康開発センターハーティ21において、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施すべきところ、近年の実施は平成12年度と平成21年度に1回ずつだけであった。なお、平成15年度の消防署による定期査察において、訓練を年2回行うよう指導を受けている。</p> <p>&lt;指導の要点&gt;</p> <p>消防訓練については、人命に関わることであり、その重要性を十分に認識し、法令を遵守し、消防訓練を実施すること。</p>
6 措置の内容	<p>平成25年度以降の消防訓練については、予め実施日付を定め、消防法に基づいて適正に実施してまいります。</p> <p>なお、平成24年度の消防訓練については、平成25年1月23日、2月27日に実施すると共に、尼崎市北消防署塚口出張所へ実施報告書を提出しております。</p> <p>平成25年度以降の実施日付：8月と2月の第2金曜日</p>